

2-1 歳入決算の状況

(1) 科目別歳入決算の状況

平成24年度の歳入決算額は、225億円で前年度に比べ16億円の増となりました。これは、市税（1億5千万円）、地方交付税（1億円）、国庫支出金（5億円）、市債（11億9千万円）などが増となったことによります。

主な理由については、各項目をご覧ください。

なお、前年度との比較した科目別歳入決算の状況は、表4、図3をご覧ください。

表4 科目別歳入決算の状況

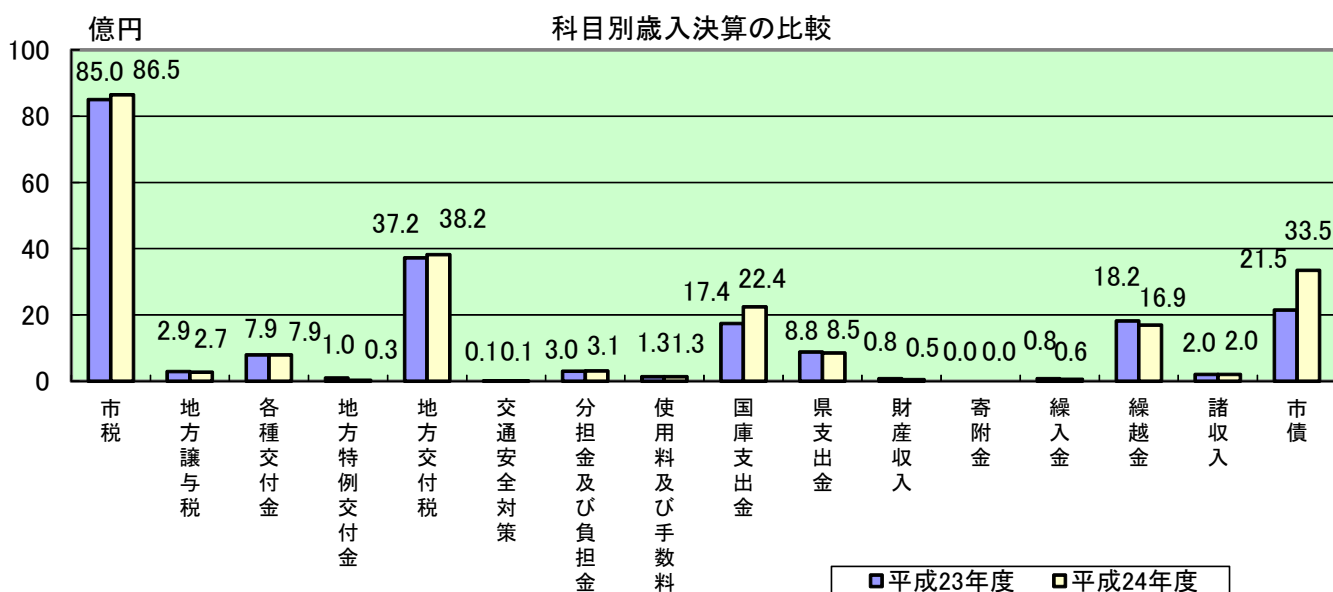
(単位：千円、%)

区 分	平成24年度		平成23年度		比 較		市民1人あたり負担額 (円)
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増 減 A-B	伸び率 (A-B)/B	
市 税	8,654,949	38.6	8,500,006	40.9	154,943	1.8	186,972
地方譲与税	267,306	1.2	286,052	1.4	△ 18,746	△ 6.6	5,775
各種交付金	788,732	3.5	790,120	3.8	△ 1,388	△ 0.2	17,039
地方特例交付金	25,704	0.1	96,697	0.5	△ 70,993	△ 73.4	555
地方交付税	3,820,455	17.0	3,724,355	17.9	96,100	2.6	82,533
交通安全対策特別交付金	6,182	0.0	6,367	0.0	△ 185	△ 2.9	134
分担金及び負担金	305,067	1.4	300,700	1.4	4,367	1.5	6,590
使用料及び手数料	128,798	0.6	128,505	0.6	293	0.2	2,782
国庫支出金	2,244,295	10.0	1,744,522	8.4	499,773	28.6	48,483
県支出金	854,391	3.8	883,385	4.2	△ 28,994	△ 3.3	18,457
財産収入	50,766	0.2	80,209	0.4	△ 29,443	△ 36.7	1,097
寄附金	905	0.0	2,380	0.0	△ 1,475	△ 62.0	20
繰入金	61,619	0.3	78,790	0.4	△ 17,171	△ 21.8	1,331
繰越金	1,691,433	7.5	1,823,953	8.8	△ 132,520	△ 7.3	36,540
諸収入	202,875	0.9	201,912	1.0	963	0.5	4,383
市 債	3,347,079	14.9	2,152,932	10.4	1,194,147	55.5	72,307
合 計	22,450,556	100.0	20,800,885	100.0	1,649,671	7.9	484,998

注) 市民1人あたり負担額は平成24年度の数値です。(人口は、H25.3.31現在住民基本台帳人口46,290人)

表示単位未満四捨五入のため、積み上げと合計が不一致の場合があります。

図3 科目別歳入決算の比較



(2) 市税

平成24年度の市税収入は、表5のとおり、86億5千万円で前年度に比べ1億5千万円(1.8%)の増となりました。

市民税については、法人分が企業収益の増加により3億9千万円(52.4%)の増となり、個人分と合わせると前年度に比べ5億1千万円(17.1%)の増となりました。

固定資産税については、設備投資が減少したことなどにより3億7千万円(7.2%)の減となりました。

なお、これまでの市税収入額の推移については表6、図4をご覧ください。

表5 市税決算の状況

(単位：千円、%)

区分	平成24年度		平成23年度		比較		市民1人あたり負担額(円)
	決算額A	構成比	決算額B	構成比	増減A-B	伸び率(A-B)/B	
市民税	3,523,886	40.7	3,009,298	35.4	514,588	17.1	76,126
個人	2,403,552	27.8	2,274,094	26.8	129,458	5.7	51,924
法人	1,120,334	12.9	735,204	8.6	385,130	52.4	24,203
固定資産税	4,708,008	54.4	5,074,876	59.7	△366,868	△7.2	101,707
軽自動車税	117,588	1.4	114,474	1.3	3,114	2.7	2,540
市たばこ税	296,049	3.4	292,046	3.4	4,003	1.4	6,396
鉱産税	9,418	0.1	9,312	0.1	106	1.1	203
合計	8,654,949	100.0	8,500,006	100.0	154,943	1.8	186,972

注) 市民1人あたり負担額は平成24年度の数値です。(人口は、H25.3.31現在住民基本台帳人口46,290人)

表示単位未満四捨五入のため、積み上げと合計が不一致の場合があります。

表6 市税収入額の推移

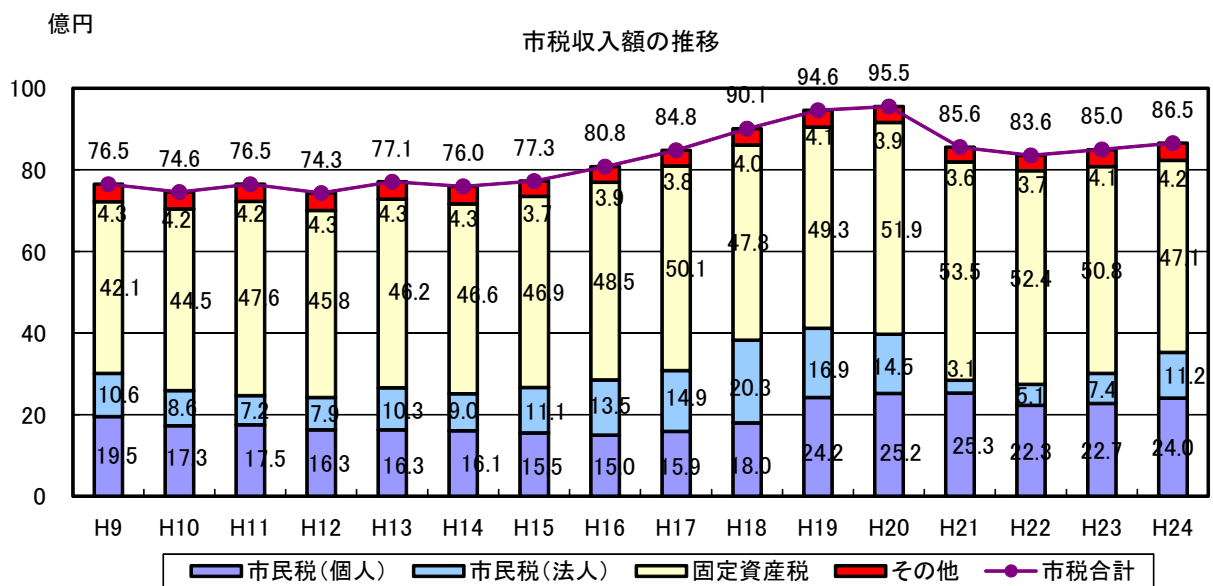
(単位：百万円)

区 分	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
市 民 税	3,011	2,594	2,471	2,419	2,660	2,511	2,665	2,849
個 人	1,953	1,731	1,750	1,627	1,630	1,611	1,552	1,499
法 人	1,058	863	721	792	1,030	900	1,113	1,349
固 定 資 産 税	4,208	4,447	4,756	4,583	4,621	4,655	4,689	4,846
軽 自 動 車 税	79	82	84	88	91	94	96	100
市 た ば こ 税	238	233	246	256	253	263	265	274
鉱 産 税	11	10	9	13	16	16	11	12
特別土地保有税	101	91	81	72	68	61	0	0
合 計	7,648	7,457	7,647	7,432	7,708	7,598	7,726	8,080

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市 民 税	3,082	3,826	4,116	3,970	2,844	2,739	3,009	3,524
個 人	1,594	1,798	2,424	2,521	2,531	2,226	2,274	2,404
法 人	1,488	2,027	1,692	1,449	314	514	735	1,120
固 定 資 産 税	5,014	4,783	4,934	5,191	5,352	5,241	5,075	4,708
軽 自 動 車 税	101	104	107	108	111	113	114	118
市 た ば こ 税	272	286	295	273	245	252	292	296
鉱 産 税	12	11	11	11	9	9	9	9
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	8,481	9,010	9,462	9,553	8,560	8,355	8,500	8,655

注) 表示単位未満四捨五入のため、積み上げと合計が不一致の場合があります。

図4 市税収入額の推移



(3) 地方譲与税

平成24年度の地方譲与税は、表7のとおり、2億7千万円で前年度に比べ1千9百万円(6.6%)の減となりました。

自動車重量譲与税が前年度に比べ1千9百万円の減となりました。

表7 地方譲与税決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成24年度		平成23年度		比 較	
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増 減 A-B	伸び率 (A-B)/B
自動車重量譲与税	187,808	70.3	206,491	72.2	△ 18,683	△ 9.0
地方揮発油譲与税	79,498	29.7	79,561	27.8	△ 63	△ 0.1
合 計	267,306	100.0	286,052	100.0	△ 18,746	△ 6.6

注) 表示単位未満四捨五入のため、積み上げと合計が不一致場合があります。

地方譲与税・・・国が徴収した特定の税を一定の基準により市町村に譲与するものです。
 自動車重量譲与税・・・自動車重量税の1,000分の407を自動車重量譲与税として市町村に譲与されるものです。
 地方揮発油譲与税・・・地方道路税を市町村の区域内にある市町村道の延長及び面積に按分して譲与されるものです。
 平成21年度からの道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税の名称が地方揮発油譲与税に改められ、使途は道路事業に限定されていましたが、使途制限は廃止されました。

(4) 各種交付金

平成24年度の各種交付金総額は、表8のとおり、7億9千万円で前年度とほぼ同額となりました。

自動車取得税交付金が1千4百万円の増となりました。利子割交付金(5百万円)、ゴルフ場利用税交付金(1千3百万円)がそれぞれ減となりました。

表8 各種交付金決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成24年度		平成23年度		比 較	
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増 減 A-B	伸び率 (A-B)/B
利子割交付金	18,579	2.4	23,928	3.0	△ 5,349	△ 22.4
配当割交付金	14,707	1.9	13,341	1.7	1,366	10.2
株式等譲渡所得割 交 付 金	3,656	0.5	3,276	0.4	380	11.6
地方消費税交付金	491,398	62.3	490,085	62.0	1,313	0.3
ゴルフ場利用税金 交 付 金	166,388	21.1	179,028	22.7	△ 12,640	△ 7.1
自動車取得税金 交 付 金	94,004	11.9	80,462	10.2	13,542	16.8
合 計	788,732	100.0	790,120	100.0	△ 1,388	△ 0.2

注) 表示単位未満四捨五入のため、積み上げと合計が不一致場合があります。

利子割交付金・・・道府県民税の利子割収入額のうち、本来、市町村民税分に相当する額が市町村に交付されるものです。

配当割交付金・・・道府県民税の配当割課税収入額のうち、本来、市町村が徴収するべきである100分の68に相当する額が市町村に交付されるものです。

株式譲渡所得割交付金・・・道府県民税の株式譲渡課税収入額のうち、本来、市町村民税が徴収するべきである100分の68に相当する額が市町村に交付されるものです。

地方消費税交付金・・・都道府県民税の地方消費税収入額のうち、本来、市町村分と考えられる2分の1に相当する額が市町村に交付されるものです。

ゴルフ場利用税交付金・・・ゴルフ場所在の市町村に対し、都道府県が徴収した当該ゴルフ場利用税額の10分の7に相当する額が市町村に交付されるものです。

自動車取得税交付金・・・都道府県の自動車取得税収入額のうち、本来市町村分と考えられる額約70%に相当する額が市町村に交付されるものです。

(5) 地方特例交付金

平成24年度の地方特例交付金は、表9のとおり、2千6百万円で前年度に比べ7千百万円(73.4%)の減となりました。

児童手当及び子ども手当特例交付金が廃止され前年度に比べ3千万円の皆減、減収補てん特例交付金は自動車取得税交付金分が廃止され前年度に比べ4千百万円の減となりました。

表9 地方特例交付金決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成24年度		平成23年度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A - B	伸 び 率 (A-B)/B
児童手当及び子ども 手当特例交付金	0	0.0	30,063	31.1	△ 30,063	皆減
減 収 補 て ん 特 例 交 付 金	25,704	100.0	66,634	68.9	△ 40,930	△ 61.4
合 計	25,704	100.0	96,697	100.0	△ 70,993	△ 73.4

注) 表示単位未満四捨五入のため、積み上げと合計が不一致の場合があります。

地方特例交付金・・・平成18年度及び平成19年度の児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に加え、平成22年度には子ども手当に関する地方負担額の増加分に対応するために創設された児童手当及び子ども手当特例交付金及び、住宅借入金等特別税額控除による市税の減収額と低燃費車・低公害車等を対象とする税率軽減措置(エコカー減税)の実施による自動車取得税交付金の減収額を埋めるための減収補てん特例交付金からなっていたが、平成24年度において、児童手当及び子ども手当特例交付金及び自動車取得税交付金分の減収補てん特例交付金は廃止された。

(6) 地方交付税

平成24年度の地方交付税は、表10のとおり、38億2千万円で前年度に比べ1億円(2.6%)の増となりました。

普通交付税は、固定資産税が減少したことによる基準財政収入額の2億円減や、合併特例債の償還が増加となったことによる基準財政需要額の増により1億2千万円の増となりました。

特別交付税は、前年度と同様、定住自立圏構想に要する経費が措置されていますが、過去の法人税の減収分に対する清算措置が減となったことにより前年度に比べ3千万円の減となりました。昨年度に新たに追加された震災復興特別交付税は今年度については、地方税法等の規定に基づく減収見込に対して措置されました。

なお、地方交付税の推移は図5、基準財政収入額及び基準財政需要額の推移は図6、財政力指数(3か年平均)の推移は図7、財政力指数(単年度)の推移は図8をご覧ください。

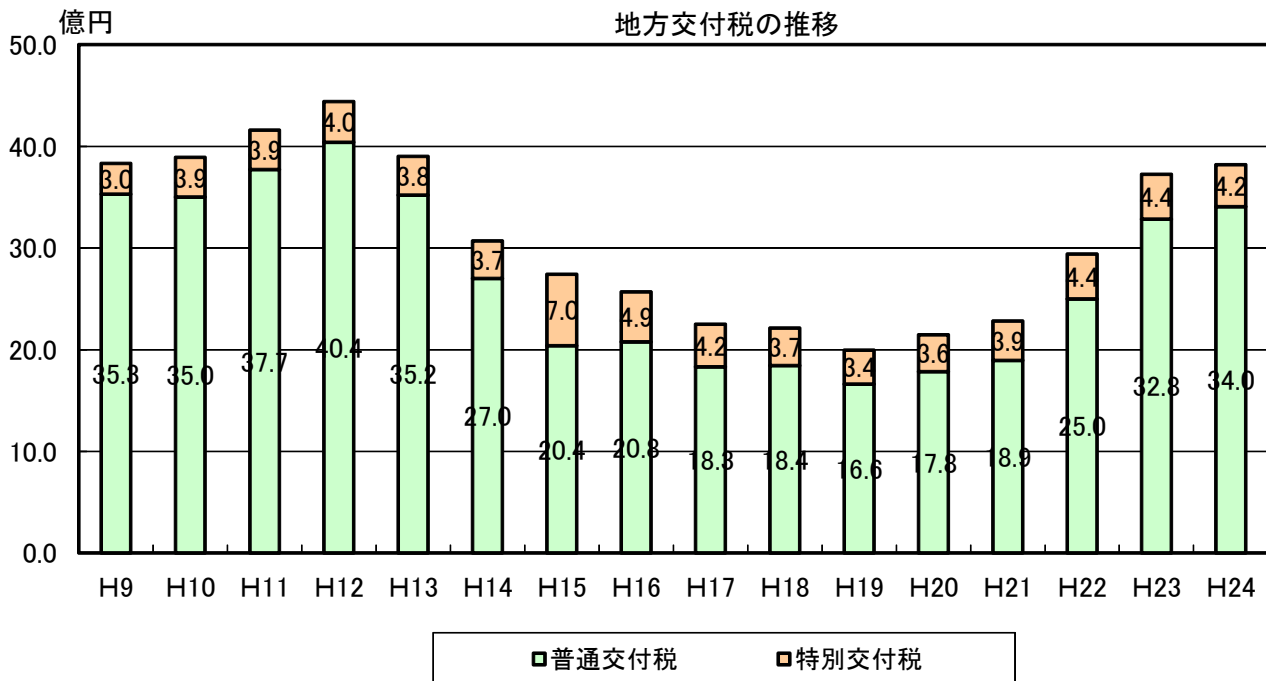
表10 地方交付税決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成24年度		平成23年度		比 較	
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増減 A-B	伸び率 (A-B)/B
普通交付税	3,405,396	89.1	3,281,751	88.1	123,645	3.8
特別交付税	415,059	10.9	442,604	11.9	△27,545	△6.2
うち震災復興 特別交付税	22	0.0	26	0.0	△4	△15.4
合 計	3,820,455	100.0	3,724,355	100.0	96,100	2.6

注) 表示単位未満四捨五入のため、積み上げと合計が不一致の場合があります。

図5 地方交付税の推移



注) 平成15年度以前は、旧4町の合計です。

図6 基準財政収入額及び基準財政需要額の推移

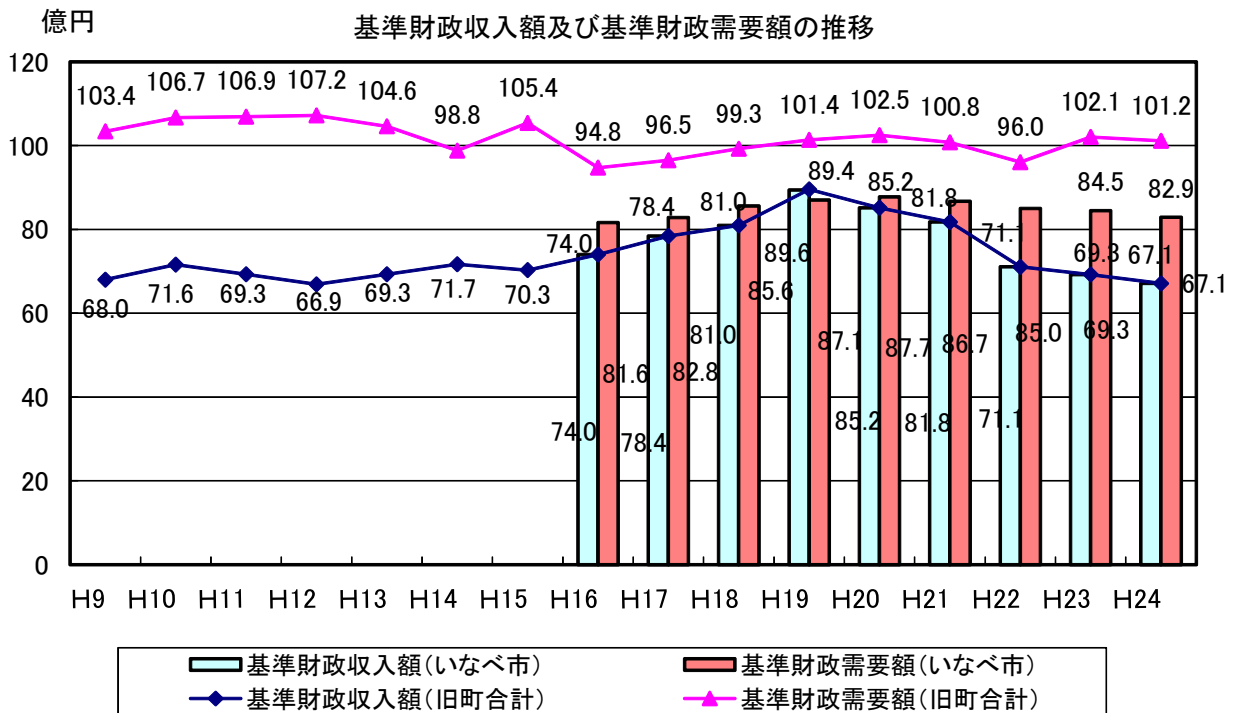


図7 財政力指数（3か年平均）の推移

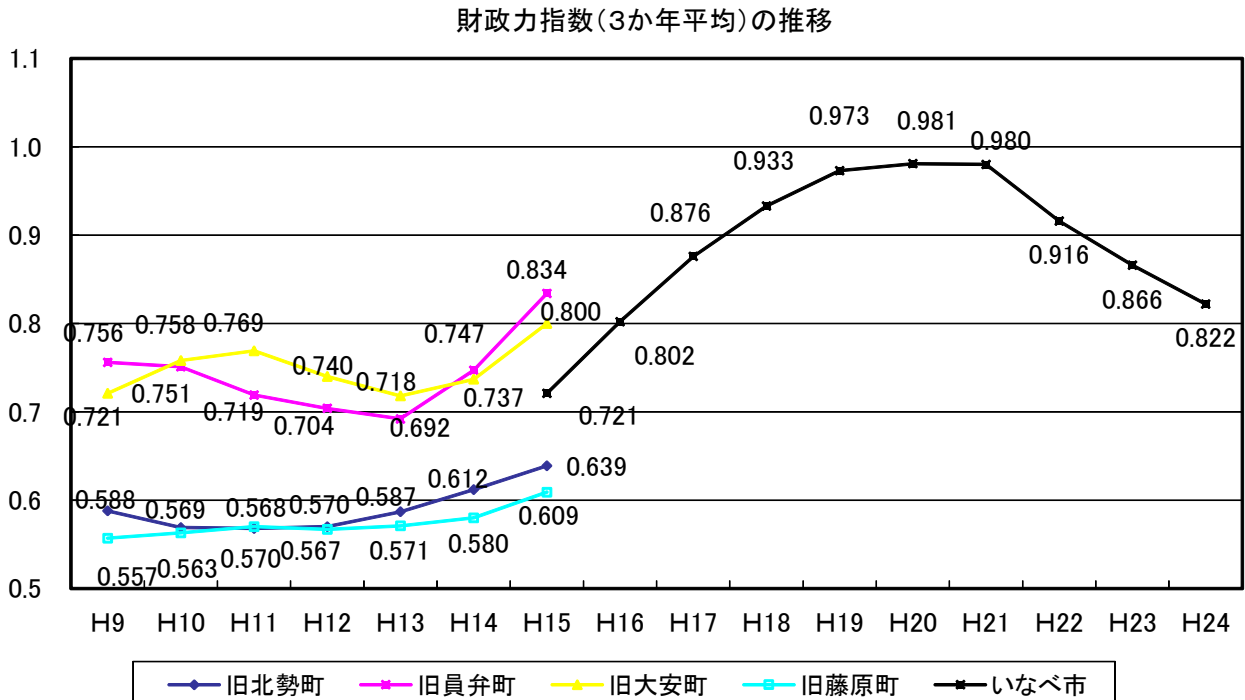
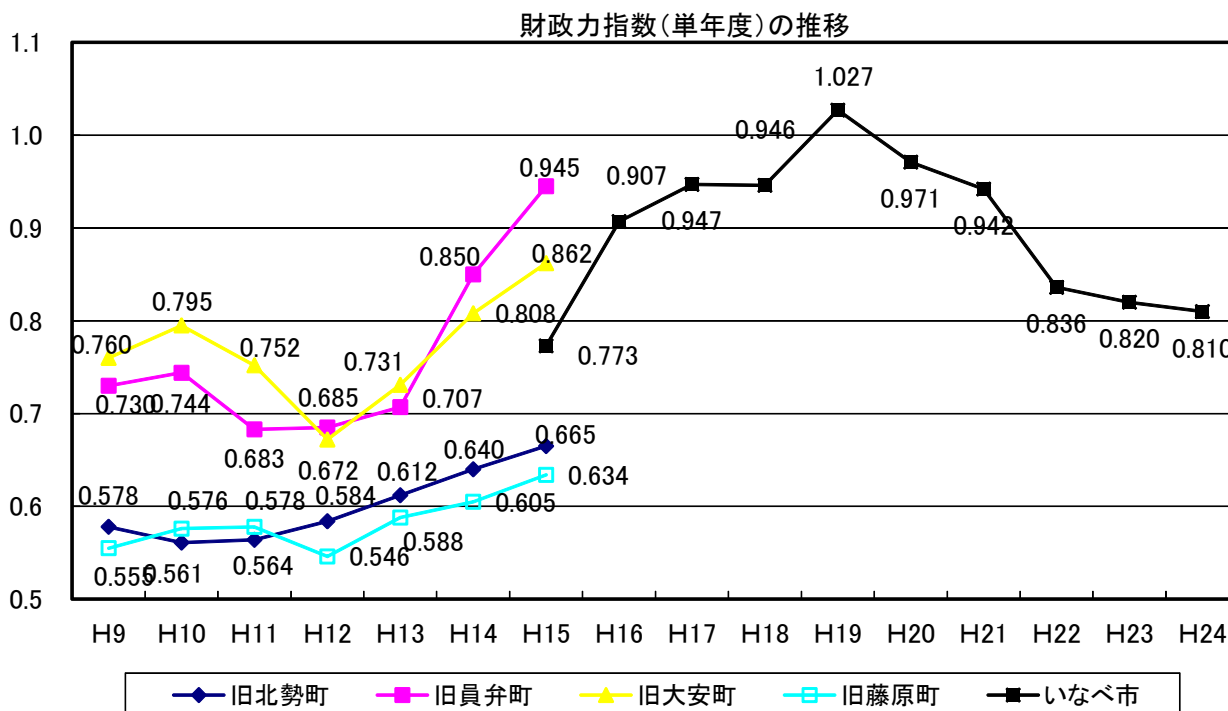


図8 財政力指数（単年度）の推移



地方交付税制度・・・ 地方公共団体間の地域格差をなくすため財源の不均衡を是正し、すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うのに必要な財源が確保される制度です。

普通交付税・・・ 地方公共団体間の地域格差をなくし、一定の行政水準を確保できるようにするため、各地方公共団体に標準的な基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に交付されるものです。

特別交付税・・・ 普通交付税において捕捉されなかった特別の財政需要に対して、また災害等のため特別の財政需要の増加または財政収入の減少に対して交付されるものです。

基準財政収入額・・・ 地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入を一定の方法により算定した額です。

基準財政需要額・・・ 地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、また施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額です。

財政力指数・・・ 基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数です。この数値が大きいくほど財政力が豊かで、単年度の財政力指数が1を超える場合、普通交付税は不交付となります。

●合併による普通交付税の算定

普通交付税の算定は、合併による特例措置として合併算定替による普通交付税措置（合併後10年間、その後5年間で段階的に縮減）があり、旧4町の交付税額を個別に算定した合算額（個別算定）と合併後のいなべ市の交付税額（一本算定）とを比較し、多い方の額が交付税額となります。

(7) 交通安全対策特別交付金

平成24年度の交通安全対策特別交付金は、表11のとおり、6百万円で前年度とほぼ同額となりました。

表11 交通安全対策特別交付金決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成24年度		平成23年度		比 較	
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増 減 A-B	伸び率 (A-B)/B
交通安全対策 特別交付金	6,182	100.0	6,367	100.0	△ 185	△ 2.9

交通安全対策特別交付金・・・ 道路交通法第128条第1項の規定により納付される反則金にかかる収入見込額から郵政取扱手数料相当額、通告書送付費支出金相当額を控除した金額が都道府県及び市町村の交通安全施設整備事業の財源として交付されるものです。

(8) 分担金及び負担金

平成24年度の手分担金及び負担金は、表12のとおり、3億5百万円で前年度に比べ4百万円の増となりました。

分担金は、農業施設整備工事費分担金や農地農業用施設災害復旧費分担金の減などにより、3百万円の減となりました。

負担金は、保育所入所児童保育料の増等により、8百万円の増となりました。

表12 分担金及び負担金決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成24年度		平成23年度		比 較	
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増 減 A-B	伸び率 (A-B)/B
分 担 金	8,145	2.7	11,378	3.8	△ 3,233	△ 28.4
負 担 金	296,922	97.3	289,323	96.2	7,599	2.6
合 計	305,067	100.0	300,700	100.0	4,367	1.5

注) 表示単位未満四捨五入のため、積み上げと合計が不一致の場合があります。

分 担 金・・・ 市が行う特定の事業に要する経費に充てるため、その事業によって利益を受ける者に対し、その受益を限度として徴収するものです。

負 担 金・・・ 国や地方公共団体が特定の事業を行う場合、その経費の全部又は一部に充てるために、その事務・事業の実施により特に利益を受ける等の特別の関係を持つ者に対して、国や地方公共団体が負担を命ずるものです。

(9) 使用料及び手数料

平成24年度の使用料及び手数料は、表13のとおり、1億3千万円で前年度とほぼ同額となりました。

使用料は、公営住宅使用料等の増により3百万円の増となりました。

手数料は、一般廃棄物処理手数料等の減により3百万円の減となりました。

表13 使用料及び手数料決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成24年度		平成23年度		比 較	
	決 算 額 A	構成比	決 算 額 B	構成比	増 減 A-B	伸び率 (A-B)/B
使 用 料	54,979	42.7	51,849	40.3	3,130	6.0
手 数 料	73,820	57.3	76,655	59.7	△ 2,835	△ 3.7
合 計	128,798	100.0	128,505	100.0	293	0.2

注) 表示単位未満四捨五入のため、積み上げと合計が不一致場合があります。

使 用 料・・・	市が設置又は管理する行政財産を利用させていただいた場合に、その利用者から料金等を徴収するものです。
手 数 料・・・	特定の人のために提供する役務に対し、その費用の全部又は一部を徴収するものです。

(10) 国庫支出金

平成24年度の国庫支出金は、表14のとおり、22億4千万円で前年度に比べ5億円(28.6%)の増となりました。

国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金(6千万円)、児童手当費負担金(4億7千万円)が増となりましたが、子ども手当負担金(6億円)が減となったことにより4千万円の減となりました。

国庫補助金は、笠間保育園建設事業の林業・木材産業構造改革事業費補助金(2億4千万円)、大安中学校校舎改築事業及び員弁東小学校校舎改築事業の公立学校施設整備費補助金(1億4千万円)、道路橋梁費補助金(8千万円)、あじさいクリーンセンター基幹的設備整備事業の循環型社会形成推進交付金(2億円)の増などにより5億円の増となりました。

委託金は、定住自立圏推進調査委託金の増等により4百万円の増となりました。

表14 国庫支出金決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成24年度		平成23年度		比 較	
	決 算 額 A	構成比	決 算 額 B	構成比	増 減 A-B	伸び率 (A-B)/B
国 庫 負 担 金	1,311,839	58.5	1,351,934	77.5	△ 40,095	△ 3.0
国 庫 補 助 金	913,759	40.7	377,919	21.7	535,840	141.8
委 託 金	18,697	0.8	14,669	0.8	4,028	27.5
合 計	2,244,295	100.0	1,744,522	100.0	499,773	28.6

注) 表示単位未満四捨五入のため、積み上げと合計が不一致場合があります。

国庫支出金・・・ 国が特定の事務事業に要する経費の財源として、交付する支出金のことです。
国庫負担金・・・ 仕事の性質に応じて当然の義務として国がその一部又は全部を負担するために交付されるものです。
国庫補助金・・・ 国が地方団体に対し、特定の施策の奨励又は財政援助の意味合いをもって交付されるものです。
委託金・・・ 純然たる国の事務の一部を市町村長等に委任した場合に要する経費の全額が交付されるものです。

(11) 県支出金

平成24年度の県支出金は、表15のとおり、8億5千万円で前年度に比べ3千万円(3.3%)の減となりました。

県負担金は、障害者自立支援給付費負担金(3千万円)、保育所運営費負担金(4百万円)が増となったことにより6千万円の増となりました。

県補助金は、市町村合併支援交付金(2千万円)、感染症予防事業補助金(9百万円)、電源立地地域対策交付金(3千万円)、地域支え合い体制づくり事業費補助金(6百万円)、安心子ども基金補助金(4百万円)、太陽光発電システム導入支援補助金(2百万円)、林業施設災害復旧費補助金(8百万円)が減となったことなどにより、9千3百万円の減となりました。

委託金は、理科教育充実支援事業委託金(百万円)が減となりましたが、各選挙費委託金(9百万円)が増となったことなどにより7百万円増となりました。

表15 県支出金決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成24年度		平成23年度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A-B	伸 び 率 (A-B)/B
県 負 担 金	429,592	50.3	372,570	42.2	57,022	15.3
県 補 助 金	323,237	37.8	415,810	47.1	△ 92,573	△ 22.3
委 託 金	101,562	11.9	95,005	10.8	6,557	6.9
合 計	854,391	100.0	883,385	100.0	△ 28,994	△ 3.3

注) 表示単位未満四捨五入のため、積み上げと合計が不一致の場合があります。

県支出金・・・ 都道府県が、特定の事務事業に要する経費の財源として市町村に交付するものです。
県負担金・・・ 事務の性質上当然法令によって負担を義務付けられているものです。
県補助金・・・ 交付対象事務事業の執行を奨励する必要から支出される任意的なものです。
委託金・・・ 本来都道府県が施行すべき事務であるが便宜上市町村に委託した方がより効率的、かつ経済的である場合にその経費の全額が交付されるものです。

(12) 財産収入

平成24年度の財産収入は、表16のとおり、5千百万円で前年度に比べ2千9百万円(36.7%)の減となりました。

財産運用収入は、金利の低下に伴う各基金預金金利子の減により4百万円の減となりました。

財産売払収入は、土地売払収入の減により2千5百万円の減となりました。

表16 財産収入決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成24年度		平成23年度		比 較	
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増 減 A-B	伸び率 (A-B)/B
財産運用収入	17,005	33.5	21,228	26.5	△ 4,223	△ 19.9
財産売払収入	33,761	66.5	58,981	73.5	△ 25,220	△ 42.8
合 計	50,766	100.0	80,209	100.0	△ 29,443	△ 36.7

注) 表示単位未満四捨五入のため、積み上げと合計が不一致の場合があります。

財産収入・・・ 地方公共団体が所有する財産(土地、建物等)の貸し付け、私権の設定、出資、交換又は売却等による収入です。

財産運用収入・・・ 財産(土地、建物等)の貸付け又は基金運用利息等の収入です。

財産売払収入・・・ 財産(土地、建物等)の売却代等による収入です。

(13) 寄附金

平成24年度の寄附金は、表17のとおり、91万円となりました。

主な内訳は、児童福祉費寄附金78万円、農業維持推進寄附金5万円、環境衛生費寄附金7万円です。

表17 寄附金決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成24年度		平成23年度		比 較	
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増 減 A-B	伸び率 (A-B)/B
寄 附 金	905	100.0	2,380	100.0	△ 1,475	△ 62.0

寄 附 金・・・ 地方公共団体の行う事業に要する経費に充てるために受ける金銭のことです。

(14) 繰入金

平成24年度の繰入金は、表18のとおり、6千万円で前年度に比べ1千7百万円(21.8%)の減となりました。

特別会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計繰入金が6百万円の増、介護保険特別会計繰入金が1千2百万円の減により5百万円の減となりました。

基金繰入金は、市営住宅整備基金からの繰り入れの減などにより、1千2百万円の減となりました。

表18 繰入金決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成24年度		平成23年度		比 較	
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増 減 A-B	伸び率 (A-B)/B
特別会計繰入金	58,606	95.1	64,147	81.4	△ 5,541	△ 8.6
基金繰入金	3,013	4.9	14,643	18.6	△ 11,630	△ 79.4
合 計	61,619	100.0	78,790	100.0	△ 17,171	△ 21.8

注) 表示単位未満四捨五入のため、積み上げと合計が不一致の場合があります。

繰 入 金・・・ 地方公共団体の一般会計、他の特別会計及び基金又は財産区会計間における現金の移動のことをいいます。

特別会計繰入金・・・ 特別会計の財源に剰余金が生じる場合に一般会計に繰り入れするものです。

基金繰入金・・・ 一般会計の歳入に不足が生じる場合に、財政調整基金や特定目的のために積み立てられた基金の取り崩しを行い、一般会計に繰り入れするものです。

(15) 繰越金

平成24年度の繰越金は、表19のとおり、16億9千万円で前年度に比べ1億3千万円(7.3%)の減となりました。

表19 繰越金決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成24年度		平成23年度		比 較	
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増 減 A-B	伸び率 (A-B)/B
繰 越 金	1,691,433	100.0	1,823,953	100.0	△ 132,520	△ 7.3

繰 越 金・・・ 地方公共団体の前年度決算に剰余金が生じる場合、前年度から繰越されるものです。

(16) 諸収入

平成24年度の諸収入は、表20のとおり、2億円で前年度とほぼ同額となりました。

延滞金、加算金及び過料は、市税延滞金が1千百万円の増となりました。

貸付金元利収入は、勤労者教育資金貸付金元利収入(2百万円)、住宅新築資金等貸付金元利収入(4百万円)の減となったことなどにより6百万円の減となりました。

雑入は、宝くじ収益配分金、ごみ収集袋売払代金、リサイクル回収品売払代金が増となりましたが、県政だより配布手数料、公益法人負担金、治田財産区受入金が減となったことなどにより、3百万円の減となりました。

表20 諸収入決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成24年度		平成23年度		比 較	
	決 算 額 A	構成比	決 算 額 B	構成比	増 減 A-B	伸び率 (A-B)/B
延滞金、加算金 及 び 過 料	27,184	13.4	16,179	8.0	11,005	68.0
貸付金元利収入	12,763	6.3	18,659	9.2	△ 5,896	△ 31.6
受託事業収入	236	0.1	1,306	0.6	△ 1,070	△ 81.9
雑 入	162,611	80.2	165,769	82.1	△ 3,158	△ 1.9
市 預 金 利 子	81	0.0	0	0.0	81	皆増
合 計	202,875	100.0	201,912	100.0	963	0.5

注) 表示単位未満四捨五入のため、積み上げと合計が不一致の場合があります。

諸 収 入	収入の性質によってはいずれの収入科目にも組み込まれることのできないものです。
延滞金、加算金及び過料	地方自治法及び地方税法の規定に基づき徴収する延滞金、地方税法に基づき徴収する加算金、地方自治法の規定に基づき徴収する過料のほか、他の法令の規定に基づき徴収されるものです。
市 預 金 利 子	歳計現金及び歳入歳出外現金から生じた利子です。
貸付金元利収入	一般会計から当該地方公共団体以外の者に直接貸し出された資金の元利収入されるものです。
受託事業収入	国庫支出金又は県支出金に属するものを除き、国、他の地方公共団体、公社・公団等から委託された事業に係る収入です。
雑 入	歳入科目のいずれにも該当しない収入です。

(17) 市債

平成24年度の市債は、表21のとおり、33億5千万円で前年度に比べ11億9千万円（55.5%）の増となりました。

これは、合併特例債による借入が増となったためです。合併特例債は、大安中学校校舎改築事業、員弁東小学校校舎改築事業、笠間保育園整備事業、道路橋梁整備事業等により、12億2千万円発行しました。また、東日本大震災を教訓として、緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための事業に充てられる緊急防災・減災事業債を5億円借り入れています。

集中豪雨に係る災害復旧のため、災害復旧事業債を1千万円発行しました。

合併特例債の借入年度別状況は、表49（52ページ）をご覧ください。

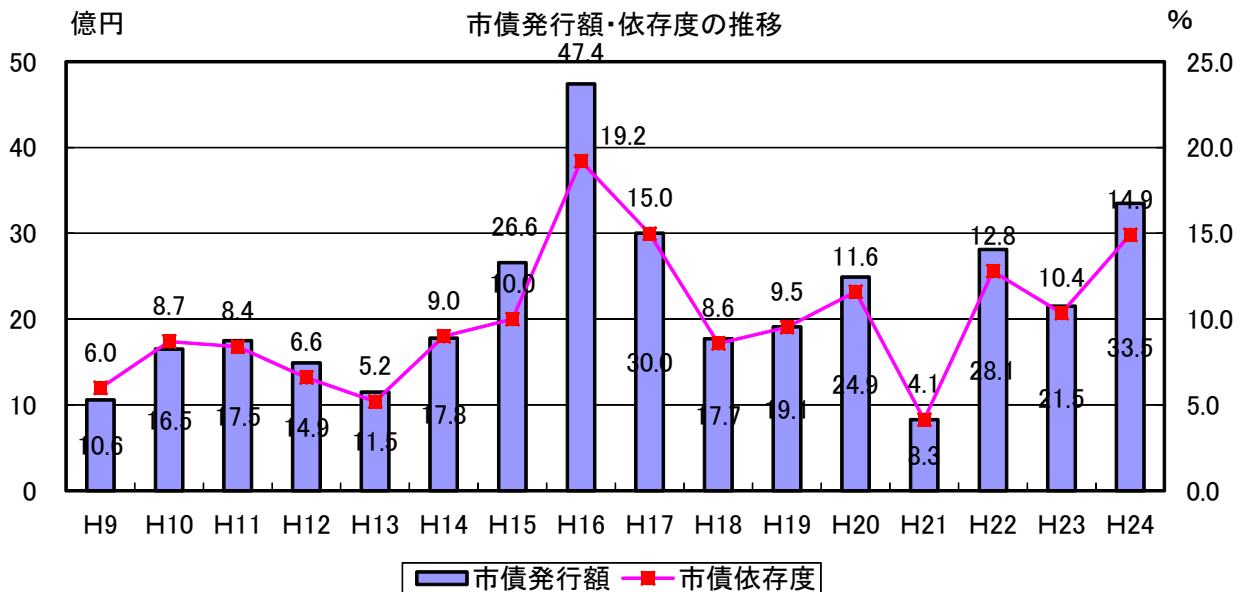
なお、市債発行額・依存度の推移は、図9をご覧ください。

表21 市債決算の状況

（単位：千円、%）

区 分	平成24年度		平成23年度		比 較	
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増 減 A - B	伸び率 (A-B)/B
市 債	3,347,079	100.0	2,152,932	100.0	1,194,147	55.5

図9 市債発行額・依存度の推移



注) 平成14年度以前は、旧4町の合計です。平成15年度は、旧4町といなべ市の合計です。

市 債	地方公共団体が事業を実施する際に一般財源や国庫支出金等の特定財源をもって充てるが、これ以上に財源が必要な場合に借り入れする資金です。
合併特例債	合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10か年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことです。なお、今回、東日本大震災の関係で借入期間が5年間延長可能になりました。合併特例債によって充当できるのは対象事業費の95%以内で、その元利償還金の70%が普通交付税によって措置されます。
市債依存度	歳入総額に占める市債の割合です。